

平成24年 3月
警 察 庁

「死体取扱規則案」及び「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第6条第3項の規定による解剖の実施の委託に係る国家公安委員会が定める基準を定める告示案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成25年1月18日から同年2月16日までの間、死体取扱規則案（以下「規則案」という。）及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第6条第3項の規定による解剖の実施の委託に係る国家公安委員会が定める基準を定める告示案（以下「告示案」という。）に対する意見の募集を行ったところ、5件の御意見を頂きました。頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第6条第3項の規定による解剖の実施の委託に係る国家公安委員会が定める基準を定める告示（平成25年国家公安委員会告示第6号）

2 命令等の案を公示した日

平成25年1月18日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載していません（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

なお、規則案又は告示案の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 5件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム 2件

電子メール 3件

F A X 0件

郵 送 0件

「死体取扱規則案」及び「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第6条第3項の規定による解剖の実施の委託に係る国家公安委員会が定める基準を定める告示案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 死体取扱規則案について

(1) 死体の引渡しについて

この項目については、

死体の組織の一部を採取した後は、当該死体には用がないのではないかと。

その後の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがないと認められない場合には、何年間でも死体を保管するのか。

といった御意見がありました。

規則案第5条は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき引き渡されることとなる死体以外の死体、すなわち、犯罪捜査の的行われる死体の引渡しについて定めたものです。このような死体については、証拠収集の行われる死体の引渡しについて定めたものです。このような死体については、証拠収集の手続の一環として、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第168条第1項等の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で解剖を行う場合があり、死体からの証拠収集が終了するまでは、「その後の犯罪捜査に支障を及ぼす」こととなりますが、死体からの証拠収集が終了している場合には、「その後の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがないと認められる」ことから、死体を引き渡すこととなります。

なお、刑事訴訟法の規定に基づく解剖を実施する場合であっても、一般的には警察において取り扱い始めてから数日以内に解剖が実施されることから、御指摘のような長期間にわたり警察において死体を保管することは想定されていません。

また、

身元は明らかであっても引取者がいない死体は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の行旅死亡人に当たることから、その引渡し先については、同法第7条第1項の規定に基づき埋葬等を行うこ

ととなる「死体の所在地の市町村長」とすべきである。
といった御意見がありました。

法第10条第1項ただし書では、身元が明らかな取扱死体について、遺族その他当該取扱死体を引き渡すことができないときは、死亡地の市町村長に引き渡すものとするものとされており、規則案第5条は取扱死体以外の死体を対象としているものですが、法第10条が対象とする取扱死体との違いは、犯罪捜査の的行われるものであるかどうかだけであり、警察において取り扱う死体が、犯罪捜査のが行われるかどうかで引渡し先が異なることとなるのは適当ではないことから、死亡地の市町村長に引き渡すこととしたものです。

(2) 本籍等の不明な死体に係る報告について

この項目については、

戸籍法第92条第1項においては、本籍等不明死体について市区町村長に報告するに当たり「検視調書」を作成して添付することとされているが、規則案第7条の「本籍等不明死体調査書」がこの「検視調書」に代わるものなのか、その取扱いについて明らかにしてほしい。

といった御意見がありました。

規則案第7条に規定する「本籍等不明死体調査書」については、戸籍法第92条第1項に規定する「検視調書」として用いることとしております。

(3) 死亡時画像診断による身元照会について

この項目については、

DNA型記録による身元照会の規定と同様に、死亡時画像診断による身元照会の規定を設けるべきである。

といった御意見がありました。

死体の身元を明らかにする方法は、規則案第4条に定めるDNA型記録による身元照会以外にも、第3条に定める指掌紋による身元照会、歯牙の調査、CT・MRIを活用した方法等があります。このうち、規則案第3条に定める指掌紋による身元照会及び第4条に定めるDNA型記録による身元照会については、身元を明らかにするために、警察が保有する指掌紋記録又はDNA型記録を利用することができる旨を明らかにするために規定したものであ

り、これら以外の方法については規則案に特段の規定は設けておりませんが、規定がないために実施できないというものではありませんので、必要に応じて適切に実施するよう都道府県警察を指導してまいります。

2 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第6条第3項の規定による解剖の実施の委託に係る国家公安委員会が定める基準を定める告示案について

この告示案に対する御意見はありませんでした。